

平成 2 7 年度

奈良市健全化審査意見書

奈良市監査委員

平成 2 7 年度

奈良市財政健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 3 2 号

平成28年8月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 柿 本 元 気

同 東久保 耕 也

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された平成27年度決算に基づく健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 7 年度

奈良市財政健全化審査意見書

目 次

第 1	審査の概要	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の結果	1
1	健全化判断比率	1
2	各比率の概要	2
別表		7

第 1 審査の概要

当該財政健全化審査については、奈良市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 25 日から同年 8 月 12 日まで

第 3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	27 年 度	26 年 度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— (2.33)	— (0.06)	11.25
② 連結実質赤字比率	— (7.02)	— (4.11)	16.25
③ 実質公債費比率 (3 か年平均)	13.4	13.3	25.0
④ 将来負担比率	171.5	182.9	350.0

(備考)

- ・実質赤字比率は、実質赤字額がない場合「—」と記載した。
()内の数値は、実質黒字額を基に参考に算出した実質黒字比率である。
- ・連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がない場合「—」と記載した。
()内の数値は、連結実質黒字額を基に参考に算出した連結実質黒字比率である。

2 各比率の概要

① 実質赤字比率

一般会計など税金を主な収入源としている会計の実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示しています。

本年度の一般会計等の実質収支額は、17億5,213万8千円の黒字となったことから、実質赤字はなく、実質赤字比率は「－」で記載した。

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ &= \frac{0}{75,017,802} \times 100 \\ &= 0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(参考) 実質黒字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ 2.33\% &= \frac{1,752,138}{75,017,802} \times 100 \end{aligned}$$

(注) 標準財政規模とは、奈良市の歳入のうち、地方交付税算定上の市税、地方交付税等の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額である。

(注) 臨時財政対策債発行可能額とは、地方交付税の振替として起債できる臨時財政対策債の発行限度額である。

実質赤字比率の対象となる一般会計等の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区 分	27年度	26年度	比較増減
一般会計	2,304,698	608,328	1,696,370
住宅新築資金等貸付金特別会計	△ 552,560	△ 557,969	5,409
土地区画整理事業特別会計	0	0	0
市街地再開発事業特別会計	0	0	0
公共用地取得事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	0	0
合 計	1,752,138	50,359	1,701,779

(注) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算における実質黒字は、翌年度に貸し付ける財源となるため、実質赤字比率算定上は実質黒字とならないものとして算定される。

前述のように、本年度の一般会計等の実質収支額は一般会計が23億469万8千円の黒字、住宅新築資金等貸付金特別会計が5億5,256万円の赤字で、差し引き17億5,213万8千円の黒字であり、前年度に比べ17億177万9千円増加している。

(単位：千円)

標準財政規模	27年度	26年度	比較増減
		75,017,802	75,320,302

標準財政規模は750億1,780万2千円で、前年度に比べ3億250万円減少している。

② 連結実質赤字比率

奈良市の全ての会計の赤字と黒字を合算した奈良市全体の赤字額（または黒字額）の標準財政規模に対する比率であり、奈良市全体としての運営の深刻度を示しています。

本年度の全ての会計の実質収支の合計額は、52億6,709万6千円の黒字となったことから、連結実質赤字はなく、連結実質赤字比率は「－」で記載した。

(単位：千円)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$- = \frac{0}{75,017,802} \times 100$$

(参考)

$$\text{連結実質黒字比率} = \frac{\text{連結実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$7.02\% = \frac{5,267,096}{75,017,802} \times 100$$

連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区 分	27年度	26年度	比較増減
一般会計等	1,752,138	50,359	1,701,779
国民健康保険特別会計	55,931	40,400	15,531
介護保険特別会計	18,551	30,326	△ 11,775
駐車場事業特別会計	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	18,751	22,915	△ 4,164
水道事業会計	2,669,904	2,263,585	406,319
都祁水道事業会計	24,455	2,137	22,318
月ヶ瀬簡易水道事業会計	33,770	21,095	12,675
下水道事業会計	362,377	312,733	49,644
病院事業会計	331,219	356,680	△ 25,461
針テラス事業特別会計	0	0	0
合 計	5,267,096	3,100,230	2,166,866

前述のように、本年度の全ての会計の実質収支の合計額は、52億6,709万6千円の黒字であり、前年度に比べ21億6,686万6千円増加している。

③ 実質公債費比率

奈良市の一般会計等が一年間に支払った借入金の返済額及び準元利償還金として一般会計が繰り入れた額の合計額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）です。この比率が高まるほど、財政における弾力性の低下を示します。

本年度の実質公債費比率（3か年平均）は13.4%であり、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位：千円)

	地方債の元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
実質公債費比率	(18,721,485 + 2,571,473)	—	(3,357,529 + 9,168,270)		
13.3%	=				× 100
(3か年平均 13.4%)	75,017,802	—	9,168,270		
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
参考 (単年度指数)					
②6 13.3%	②5 13.7%				

(注) 準元利償還金とは、公営企業会計等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金である。

(注) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、奈良市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額(奈良市の標準的な行政サービスに必要と考えられる額)に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

前述のように、本年度の実質公債費比率(3か年平均)においては13.4%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。

単年度指数でみると13.3%であり、前年度と同じである。

④ 将来負担比率

奈良市の借金額(一般会計が将来負担することが見込まれる額)の標準財政規模に対する比率であり、奈良市が背負っている借金の重さを示しています。

本年度の将来負担比率は171.5%であり、早期健全化基準350.0%を下回っている。

(単位：千円)

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	
将来負担比率	271,182,487 -	(5,796,525 +	31,398,947 +	121,016,633)	
171.5%	=				× 100
	75,017,802	—	9,168,270		
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

(注) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、奈良市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（奈良市の標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額である。

(注) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、上記見込額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

前述のように、本年度の将来負担比率は171.5%で、前年度に比べ11.4ポイント改善している。これは主に、一般会計等の地方債現在高が前年度に比べ30億7,343万3千円減少したこと、職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額が前年度に比べ20億5,397万9千円減少したこと、公営企業会計等が有する地方債の償還に充てるため、一般会計が負担する見込額が前年度に比べ17億1,698万9千円減少したことなどにより、将来負担額が2,711億8,248万7千円で、前年度に比べ68億5,013万7千円減少したことによるものである。

将来負担額の内訳

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	比較増減
一般会計等の地方債現在高	214,248,163	217,321,596	△ 3,073,433
債務負担行為に基づく支出予定額 (建物の建設費等への支払いに該当するものみ)	35,066	40,802	△ 5,736
公営企業会計等が有する地方債の償還に充てるため、 一般会計が負担する見込額	36,082,820	37,799,809	△ 1,716,989
職員に対する退職手当支給予定額 のうち、一般会計の負担見込額	20,816,438	22,870,417	△ 2,053,979
合 計	271,182,487	278,032,624	△ 6,850,137

充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	比較増減
充 当 可 能 基 金	5,796,525	6,002,992	△ 206,467
特 定 財 源 見 込 額	31,398,947	33,176,663	△ 1,777,716
基準財政需要額算入見込額	121,016,633	119,576,529	1,440,104
合 計	158,212,105	158,756,184	△ 544,079

別表

健全化判断比率の対象

		一般会計		
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 市街地再開発事業特別会計 公共用地取得事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計		実質赤字比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 駐車場事業特別会計 後期高齢者医療特別会計		連結実質赤字比率
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 都祁水道事業会計 月ヶ瀬簡易水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計	
		法非適用公営企業	針テラス事業特別会計	将来負担比率
一部事務組合・広域連合		山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合		資金不足比率 (会計ごと計算)
地方公社・第三セクター等		一般財団法人奈良市総合財団 公益財団法人奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社		

平成 2 7 年度

奈良市公営企業経営健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 3 3 号

平成28年8月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 柿 本 元 気

同 東久保 耕 也

公営企業経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された平成27年度決算に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 7 年度

奈良市公営企業経営健全化審査意見書

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の概要	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の結果	1
1	資金不足比率	2
2	算定方法の概要	2

第 1 審査の対象

【地方公営企業法適用】

平成 27 年度奈良市水道事業会計	
同	奈良市都祁水道事業会計
同	奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
同	奈良市下水道事業会計
同	奈良市病院事業会計

【地方公営企業法非適用】

平成 27 年度奈良市針テラス事業特別会計

第 2 審査の概要

当該経営健全化審査については、奈良市長から提出された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

第 3 審査の期間

平成 28 年 7 月 25 日から同年 8 月 12 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率であり、営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業収入で資金不足を解消することが困難であることを示しています。

(単位：%)

会計区分		27年度	26年度	経営健全化基準
法適用	①水道事業会計	—	—	20.0
	②都祁水道事業会計	—	—	
	③月ヶ瀬簡易水道事業会計	—	—	
	④下水道事業会計	—	—	
	⑤病院事業会計	—	—	
法非適用	⑥針テラス事業特別会計	—	—	

(備考)

- ・ 資金不足比率は、資金不足額がない場合「—」と記載した。

2 算定方法の概要

【 法適用企業 】

(単位：千円)

① 水道事業会計

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{r}
 \text{流動負債} \\
 (2,020,278 - 844,449 - 109,494) \\
 \text{流動資産} \\
 - (3,694,327 - 8,854 + 50,766)
 \end{array} \\
 \text{資金不足比率} \\
 \text{—} = \frac{\text{—}}{\text{—}} \times 100 \\
 \begin{array}{r}
 \text{控除企業債} \\
 \text{控除引当金等} \\
 \text{控除財源} \\
 \text{貸倒引当金} \\
 \text{受託工事収益の額}
 \end{array} \\
 \begin{array}{r}
 \text{営業収益の額} \\
 \text{—} \\
 \text{—} \\
 \text{—} \\
 \text{—} \\
 \text{—}
 \end{array}
 \end{array}$$

② 都 祁 水 道 事 業 会 計

		流動負債	控除企業債等	控除引当金等				
		(206,927	－ 201,399	－ 1,933)				
資金不足比率	－	＝	流動資産	控除財源	貸倒引当金	解消可能資金不足額	－	0
			－ (28,050	－ 0	+ 0)	－ 0		
				129,942	－	0		× 100
				営業収益の額		受託工事収益の額		

③ 月ヶ瀬簡易水道事業会計

		流動負債	控除企業債等	控除引当金等				
		(22,511	－ 18,384	－ 803)				
資金不足比率	－	＝	流動資産	控除財源	貸倒引当金	解消可能資金不足額	－	0
			－ (37,094	－ 0	+ 0)	－ 0		
				25,377	－	0		× 100
				営業収益の額		受託工事収益の額		

④ 下水道事業会計

		流動負債	控除企業債	控除引当金等				
		(3,935,269	－ 3,447,957	－ 26,878)				
資金不足比率	－	＝	流動資産	控除財源	貸倒引当金	解消可能資金不足額	－	0
			－ (815,771	－ 40,550	+ 47,590)	－ 0		
				4,401,781	－	0		× 100
				営業収益の額		受託工事収益の額		

⑤ 病院事業会計

		流動負債	控除企業債	控除引当金等				
		(110,887	－ 20,625	－ 1,733)				
資金不足比率	－	＝	流動資産	控除財源	貸倒引当金	解消可能資金不足額	－	0
			－ (414,782	－ 0	+ 4,966)	－ 0		
				41,103	－	0		× 100
				営業収益の額		受託工事収益の額		

【 法非適用企業 】

(単位 : 千円)

⑥ 針テラス事業特別会計

$$\begin{array}{r} \text{資金不足比率} \\ \text{—} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \\ \text{—} = \frac{0}{73,500} \times 100 \end{array}$$

(注) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する額